

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

「会社法条文修正」(シリーズ1)

2018年8月1日公布

※赤文字は改正内容。

改正条文	改正前の内容	改正内容
第1条	この法律において会社とは、営利を目的とし、この法律に基づいて組織、登記、成立する社団法人を指す。	この法律において会社とは、営利を目的とし、この法律に基づいて組織、登記、成立する社団法人を指す。(第1項) 会社は会社経営にあたって、公共利益の促進、社会的責任を果たすため、法令及び企業倫理を遵守しなければならない。(第2項)
第4条	この法律において外国会社とは、営利を目的とし、外国法律により組織登記され、 中華民国政府の認可を得た上で、中華民国国内で営業する会社 を指す。	この法律において外国会社とは、営利を目的とし、外国法律により組織登記された会社を指す。(第1項) 外国会社とは、法令の制限の下中華民国の会社と同一の権利能力を有する。(第2項)
第8条	この法律において会社の責任者とは、無限責任会社、二合会社の場合は、業務を執行する又は会社を代表する株主を指し、有限会社、株式有限会社の場合は、董事を指す。(第1項) 会社の経理人又は清算人、株式有限会社の発起人、監査役、検査役、更生人又は更生監督	この法律において会社の責任者とは、無限責任会社、二合会社の場合は、業務を執行する又は会社を代表する株主を指し、有限会社、株式有限会社の場合は、董事を指す。(第1項) 会社の経理人、 清算人又は臨時管理人 、株式有限会社の発起人、監査役、検査役、更生

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>役は職務執行の範囲内においても、会社の責任者とする。(第2項)</p> <p>株式を公開している会社の董事ではないにもかかわらず、実質上会社の董事業務の執行又は実質的に会社の人事、財務又は業務経営を支配することにより、実質的に董事の業務を執行、指揮する者については、本法においての董事と同等の民事、刑事及び行政罰の責任を負うものとする。ただし、政府が経済の発展、社会安定の促進、又はその他公衆利益の促進のために、任命した董事の指揮については、適用しない。(第3項)</p>	<p>役又は更生監督役は職務執行の範囲内においても、会社の責任者とする。(第2項)</p> <p>会社の董事ではないにもかかわらず、実質上会社の董事業務の執行又は実質的に会社の人事、財務又は業務経営を支配することにより、実質的に董事の業務を執行、指揮する者については、本法においての董事と同等の民事、刑事及び行政罰の責任を負うものとする。ただし、政府が経済の発展、社会安定の促進、又はその他公衆利益の促進のために、任命した董事の指揮については、適用しない。(第3項)</p>
<p>第9条</p>	<p>会社が受けるべき株式の振込金について、株主が実際に払込をせずに申請書類に払込済みと仮装表明し、又は株主が振り込済であるものを登記後にその払込金を株主に返還し、又は株主へ払い戻し行った場合、会社責任者をそれぞれ、5年以下の有期懲役、拘留又はNT\$50万以上NT\$250万以下の罰金にを科す若しくは併科する。(第1項)</p> <p>前項の事情があるとき、会社の責任者は、関与した株主と</p>	<p>会社が受けるべき株式の振込金について、株主が実際に払込をせずに申請書類に払込済みと仮装表明し、又は株主が振り込済であるものを登記後にその払込金を株主に返還し、又は株主へ払い戻し行った場合、会社責任者をそれぞれ、5年以下の有期懲役、拘留又はNT\$50万以上NT\$250万以下の罰金にを科す若しくは併科する。(第1項)</p> <p>前項の事情があるとき、会社の責任者は、関与した株主と</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>連帯して、会社又は第三者が被った損害を賠償しなければならない。(第2項)</p> <p>第1項の裁判が確定後、検察機関が中央主務機関に通知し、その登記を取消又は廃止する。ただし、裁判確定前において、既に補正した又は主務機関が命じる補正期限内に補正した場合は、この限りではない。(第3項)</p> <p>会社の設立又はその他登記事項に偽造・文書があった場合、裁判確定後、検察機関が中央主務機関に通知し、その登記の取消又は廃止する。(第4項)</p>	<p>連帯して、会社又は第三者が被った損害を賠償しなければならない。(第2項)</p> <p>第1項の裁判所による有罪裁判が確定後、中央主務機関より登記の取消又は廃止をする。ただし、判決確定前において、既に補正した場合は、この限りではない。(第3項)</p> <p>会社の責任者、代理人、被雇用者又はその他の従業員が刑法の偽造文書罪を犯して、設立又はその他登記を行い、裁判所から有罪判決が確定した場合、中央主務機関は、職権又は利益関係者の申請によりその登記の取消又は廃止をする。(第4項)</p>
<p>第13条</p>	<p>会社は、他の会社の無限責任株主又は組合事業の組合員になってはならない。他の会社の有限責任株主になる場合、その全ての出資総額は、投資を専業とする場合、又は会社定款に別段の規定がある場合、又は次の各号の規定により、株主の同意又は株主総会の決議を得た場合を除き、本店の払込資本金額の40%を超えてはならない。</p> <p>1. 無限責任会社、二合会社の場合、無限責任社員全</p>	<p>会社は、他の会社の無限責任株主又は組合事業の組合員になってはならない。(第1項)</p> <p>株式を公開発行する会社は、他会社の有限責任株主になる場合、その全ての出資総額は、投資を専業とする場合、又は会社定款に別段の規定がある場合、若しくは発行済株式総数の3分の2以上を代表する株主が出席し、出席の議決権の過半数の同意を得た場合を除き、本店の払込資本金額の40%を超えてはならない。</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>員の同意を得ること。</p> <p>2. 有限会社の場合、社員全員の同意を得ること。</p> <p>3. 株式有限会社の場合、発行済株式総数の 3 分の 2 以上を代表する株主が出席し、出席の議決権の過半数の同意を得た株式総会の議決を得ること。(第 1 項)</p> <p>株式を公開発行する会社において、出席株主の株式総数が前項第 3 項の定足数に満たない場合、発行済み株式総数の過半数を代表する株主が出席し、出席株主の議決権の 3 分の 2 以上の同意により行うことができる。(第 2 項)</p> <p>第 1 項第 3 号及び第 2 項の出席株主の株式総数及び議決権数について、定款においてこれより高い規定がある場合、その規定に従う。(第 3 項)</p> <p>会社が投資する被投資会社の利益又は法定積立金による増資に伴う配当により得た株式は、第 1 項の出資総額に算入しない。(第 4 項)</p> <p>会社の責任者が第 1 項の規定に違反した場合、会社がこれにより被った損害を賠償しなければならない。(第 5 項)</p>	<p>(第 2 項)</p> <p>出席株主の株式総数が前項の定足数に満たない場合、発行済み株式総数の過半数を代表する株主が出席し、出席株主の議決権の 3 分の 2 以上の同意により行うことができる。</p> <p>(第 3 項)</p> <p>前 2 項の出席株主の株式総数及び議決権数について、定款においてこれより高い規定がある場合、その規定に従う。</p> <p>(第 4 項)</p> <p>会社が投資する被投資会社の利益又は法定積立金による増資に伴う配当により得た株式は、第 2 項の出資総額に算入しない。(第 5 項)</p> <p>会社の責任者が第 1 項又は第 2 項の規定に違反した場合、会社がこれにより被った損害を賠償しなければならない。(第 6 項)</p>
--	--	--

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

<p>第 18 条</p>	<p>会社の名称は、他の会社名と同じであってはならない。二社の会社名に異なる業種であることの表示又は二社を区別できる文字がある場合、二社の会社名は異なるとみなす。(第 1 項)</p> <p>会社が従事する事業は、許可業務を定款に記載するほか、その他制限を受けない。(第 2 項)</p> <p>会社が従事する事業は、中央主務機関が定める営業項目番号表に基づき登記しなければならない。既に設立登記済みの会社で、その従事する事業が文字記載である場合、従事する事業を変更する際には、営業項目番号表の規定に従って取り扱わなければならない。(第 3 項)</p> <p>会社は、政府機関、公益団体に誤認させるような名称、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害する名称を使用してはならない。(第 4 項)</p> <p>会社の名称及び業務は、会社登記をする前に、予め審査申請許可を得るほか、一定期間保留する。その審査準則は、中央主務機関の定めるところによる。(第 5 項)</p>	<p>会社の名称は、我国の文字を使用し、且つ他の会社又は有限パートナーシップ会社名と同じであってはならない。二社又は会社と有限パートナーシップ会社の名称と異なる業種であることの表示又は二社を区別できる文字がある場合、名称は相異とみなす。(第 1 項)</p> <p>会社が従事する事業は、許可業務を定款に記載するほか、その他制限を受けない。(第 2 項)</p> <p>会社が従事する事業は、中央主務機関が定める営業項目番号表に基づき登記しなければならない。既に設立登記済みの会社で、その従事する事業が文字記載である場合、従事する事業を変更する際には、営業項目番号表の規定に従って取り扱わなければならない。(第 3 項)</p> <p>会社は、政府機関、公益団体に誤認させるような名称、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害する名称を使用してはならない。(第 4 項)</p> <p>会社の名称及び業務は、会社登記をする前に、予め審査申請許可を得るほか、一定期間保留する。その審査準則は、</p>
----------------------	---	--

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

		<p>中央主務機関の定めるところによる。(第5項)</p>
<p>第20条</p>	<p>会社は、各会計年度終了後、営業報告書、財務諸表及び利益配当又は損失補填の議案を提出し、株主の同意又は株主総会の承認を受けなければならない。(第1項)</p> <p>会社の資本金が中央主務機関が定める一定金額以上に達した場合、その財務諸表は、先に会計士の監査、認証を受けなければならない。その監査規則は、中央主務機関が定めるところによる。ただし、株式を公開発行する会社において、証券管理機関が別段規定がある場合、適用しない。(第2項)</p> <p>前項の会計士の委任、解任及び報酬は、第29条第1項の規定を準用する。(第3項)</p> <p>第1項で定める書類について、主務機関は随時に人員を派遣して検査し、又は期限内の申告を命じることができる。その方法は、中央主務機関がさだめるところによる。(第4項)</p> <p>会社責任者が第1項又は第2項の規定に違反した場合は、それぞれNT\$1万以上NT\$5万</p>	<p>会社は、各会計年度終了後、営業報告書、財務諸表及び利益配当又は損失補填の議案を提出し、株主の同意又は株主総会の承認を受けなければならない。(第1項)</p> <p>会社の資本金が一定金額以上に又は一定額に満たないが一定規模に達している場合、その財務諸表は、先に会計士にその一定額、規模を監査、認証を受けなければならない。その監査規則は、中央主務機関が定めるところによる。ただし、株式を公開発行する会社において、証券主管機関が別段規定がある場合、適用しない。(第2項)</p> <p>前項の会計士の委任、解任及び報酬は、第29条第1項の規定を準用する。(第3項)</p> <p>第1項で定める書類について、主務機関は随時に人員を派遣して検査し、又は期限内の申告を命じることができる。その方法は、中央主務機関がさだめるところによる。(第4項)</p> <p>会社責任者が第1項又は第2項の規定に違反した場合は、</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>以下の過料に処する。前項の検査を妨害、拒絶又は回避し、若しくは期限内に申告しなかった場合は、それぞれ NT\$2 万以上 NT\$10 万以下の過料に処する。(第 5 項)</p>	<p>それぞれ NT\$1 万以上 NT\$5 万以下の過料に処する。前項の検査を回避、妨害、拒絶し、若しくは期限内に申告しなかった場合は、それぞれ NT\$2 万以上 NT\$10 万以下の過料に処する。(第 5 項)</p>
--	---	--



本 **Newsletter** は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
 を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
 される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。